

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（総務局人事部職員支援課）…一
- 東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（福祉局生活福祉部保護課）…二
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
（同）…二
- 東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則
（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）…二
- 東京都保健医療局の所管する立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則
（保健医療局総務部総務課）…三
- 保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則
（保健医療局保健政策部保健政策課）…四
- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則
（同）…四
- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則
（保健医療局保健政策部疾病対策課）…五
- 東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則
（産業労働局農林水産部森林課）…五
- 東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十五項により知事が別に定める者
（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）…六
- 東京都保健医療計画の変更
（保健医療局医療政策部医療政策課）…六

告示

規則（教）

規程（交）

- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…六
- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…七

規程（水）

規程（下水）

- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…七
- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…八

雑報

- 東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程
（東京都職員共済組合）…八

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十一号

職員
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「まで」の下に「（条例第三条第二項に定める職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を加える。

第二十九条の次に次の一条を加える。
（勤務間インターバルの確保等）

第三十条 任命権者は、別に定める場合を除き、条例第三条第一項若しくは第二項、第五条若しくは第八条の規定により正規の勤務時間を割り振るとき又は超過勤務を命ずるときは、職員の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十二号

東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和元年東京都規則第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十二年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十四号の二様式中「5 支田の状況」を「5 支田の状況 6 地方税情報」に改める。
別記第三十六号の二様式及び第三十六号の四様式中

「氏 名」を「氏 名 個人番号」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則別記第十四号の二様式、第三十六号の二様式及び第三十六号の四様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十四号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーバス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十項中「附則第二十四項」を「附則第二十五項」に改め、同項を附則第三十一項とし、附則第二十九項中「附則第二十七項」を「附則第二十八項」に改め、同項を附則第三十項とし、附則第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十四項の次に次の一項を加える。

25 第二条の規定にかかわらず、令和六年度にバスの発行を受ける者で市町村民税非課税者等（令和五年度にバスの発行を受けた者に限る。）その他市町村民税非課税者等に相当する者として知事が別に定める者の費用負担額は、千円とする。

別表中 株式会社東急トランセ

関東バス株式会社

を

「関東バス株式会社

」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都保健医療局の所管する立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十五号

東京都保健医療局の所管する立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す

証明書の様式の特例に関する規則

次に掲げる法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条第六項において準用する同法第三条第二項に基づき同法第六条第二項の捕獲人が携帯する証票のうち、狂犬病予防法施行細則（昭和四十三年東京都規則第百八十四号）第二条で定める別記第二号様式による身分を示す証票は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項及び第二項

二 動物質原料の運搬等に関する条例（昭和三十三年東京都条例第三号）第十八条第一項

三 プール等取締条例（昭和五十年東京都条例第二十二号）第七条第一項

四 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例（昭和五十三年東京都条例第三十一号）第七条第一項

五 東京都ふぐの取扱ひ規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）第十七条第一項

六 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十九号）第十二条第一項

七 東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号）第二十一条第二項

八 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十五

条第一項

九 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年東京都条例第四号）第三十

一条第一項

十 東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）第十二条第一項

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式

（第1面）

第 号

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付
年 月 日限り有効

東京都知事（長）

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写 真

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印の
ある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

（備考） 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。

4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 裏面には、参照条文を記載することができる。

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十六号

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

保健所使用条例施行規則（昭和二十一年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部試験検査料の款生化学的検査の項中「八百四十円」を「八百二十円」に改め、同款免疫学的検査の項中「八百九十円」を「八百七十円」に、「八百四十円」を「八百十円」に改め、同款微生物学的検査の項中「五百十円」を「五百三十円」に、「千四百四十円」を「千四百八十円」に、「千八百四十円」を「千九百二十円」に、「二千三百二十円」を「二千四百八十円」に、「二千七百二十円」を「二千六百四十円」に、「三千三百九十円」を「三千二百九十円」に改め、同款負荷試験等の項中「千七百三十円」を「千七百六十円」に改め、同部投薬料の款処方箋の項中「二百二十円」を「百六十円」に、「三百二十円」を「二百五十円」に、「五百四十円」を「四百八十円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年六月一日から施行する。ただし、別表一の部試験検査料の款負荷試験等の項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に検査等の申請を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十七号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号フ及びコ中「第四十四条の三の二第六項」を「第四十四条の三の五第六項」に、「第五十条の三第六項」を「第五十条の六第六項」に改め、同号ス中「第四十四条の三の二第三項」を「第四十四条の三の五第三項」に改め、同号ン中「第四十四条の三の三」を「第四十四条の三の六」に改め、同号ル中「第五十条の三第三項」を「第五十条の六第三項」に改め、同号を中「第五十条の四」を「第五十条の七」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十八号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「指定訪問リハビリテーション事業所、」を「指定訪問リハビリテーション事業所及び」に改め、「及び指定介護療養型医療施設」を削り、「指定介護予防訪問看護事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は」を「指定介護予防訪問看護事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所及び」に改め、「介護予防訪問看護をいう。」を行う者が運営するものに限る。」の下に「又は介護医療院」を加える。

別表第一医療費助成の額の欄一口中「別表の3」を「別表の4」に改める。

別記第十七号様式(裏)中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、「介護療養施設サービス」を削り、「及び介護予防居宅療養管理指導」を「介護予防居宅療養施設サービス」に改める。

療養施設サービス及び介護療養型医療施設サービス」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療等に係る医療費助成について適用し、施行日前に行われた医療等に係る医療費助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）別記第十七号様式による医療券で、現に効力を有するものは、新規則別記第十七号様式による医療券とみなす。

4 この規則の施行の際、旧規則別記第十七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十九号

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「掲示」を「掲示、公衆の閲覧」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第三百三十八号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則（令和六年東京都規則第三十四号）による改正後の東京都シルバーバス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三百四十号。以下「改正後の規則」という。）附則第二十五項の規定により知事が別に定める者は、次のとおりとする。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 令和五年度にバスの発行を受けた者で、東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバーバス条例施行規則附則第二十四項の規定により費用負担額を千円とされたもの（改正後の規則附則第二十五項に規定する市町村民税非課税者等及び令和五年東京都告示第三百七十四号（東京都シルバーバス条例施行規則附則第二十四項により知事が別に定める者）二の規定に基づき費用負担額を千円とされた者を除く。）

二 令和六年度にバスの発行を受ける者で、令和五年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が百三十五万円以下であることを証したもの（やむを得ない事由により令和五年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証することができない場合は、令和四年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証したものの）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百三十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定に基づき、東京都保健医療計画を変更した。

その内容については、医療法第三十条の四第十八項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間

令和六年四月一日から同年九月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

二 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

三 縦覧場所

東京都保健医療局医療政策部医療政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十八階

規 則（教）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「まで」の下に「（条例第四条第二項に定める職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を加える。

第三十条の次に次の一条を加える。

（勤務間インターバルの確保等）

第三十条の二 教育委員会は、職員が教育職員、実習助手、寄宿舎指導員その他の別に定める職員である場合を除き、条例第四条第一項、第六条若しくは第九条の規定により正規の勤務時間を割り振るとき又は超過勤務を命ずるときは、職員の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十一条中「並びに第三十条第二項」を「、第三十条第二項並びに第三十条の二」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 程（交）

●交通局規程第十四号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十八日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の二第一項中「第九条に規定する勤務（以下「」及び「」という。）」を削る。

第二十六条第一項中「まで」の下に「（普通勤務イ以外の職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を加える。

第三十条の次に次の一条を加える。
（勤務間インターバルの確保等）

第三十条の二 所属長は、別に定める場合を除き、第五条第一項、第三項若しくは第五項若しくは第六条の規定により正規の勤務時間を割り振るとき、又は超過勤務を命ずるときは、職員の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

別表第一車両電気部の部車両検修場の項中「整備区」の下に「、車両技術センター」を加える。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十八日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「まで」の下に「（交替勤務職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を加える。

第三十三条の三の次に次の一条を加える。

（勤務間インターバルの確保等）

第三十三条の四 所属長は、別に定める場合を除き、第五条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第八条第一項の規定により正規の勤務時間を割り振るとき又は超過勤務を命ずるときは、職員の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十五条中「第三十三条の三」を「第三十三条の四」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第三号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十八日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「まで」の下に「（第五条第二項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を加える。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（勤務間インターバルの確保等）

第三十三条の二 所属長は、局長が別に定める場合を除き、第三条、第四条第一項、第五条、第八条第一項及び第八条の二に規定する正規の勤務時間を割り振るとき又は超過勤務を命ずるときは、職員の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十四条中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

雑報

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「又は第二号」を削る。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（勤務間インターバルの確保等）

第三十一条の二 理事長は、別に定める場合を除き、第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項の規定により正規の勤務時間を割り振るとき又は超過勤務を命ずるときは、職員の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。